

平成25年12月27日

広島県知事
湯崎英彦様

広島県事業評価監視委員会
委員長 中山隆弘

平成25年度広島県公共事業の再評価に関する意見書について

本委員会では、広島県農林水産局及び土木局所管の公共事業について、「広島県公共事業再評価実施要領」第5の3の規定に基づいて平成25年度の対象事業について審議し、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので、ここに意見書として提出いたします。

今後の公共事業の実施に当たっては、意見書の内容を尊重いただくとともに、効率的な事業執行や透明性の確保が一層図られるよう努力していただきますようお願い申し上げます。

広島県公共事業の再評価に
関する意見書

平成25年12月27日

広島県事業評価監視委員会

広島県事業評価監視委員会委員名簿

(50音順)

委員長	<small>なか やま たか ひろ</small> 中山 隆弘	広島工業大学名誉教授
	<small>いわ さき う た こ</small> 岩崎 宇多子	税理士
	<small>かわ はら よし ひさ</small> 河原 能久	広島大学大学院教授
	<small>さ さ き せいぞう</small> 佐々木 清蔵	前安芸太田町長
	<small>と だ つね かず</small> 戸田 常一	広島大学大学院教授
	<small>みや した ふみ ひろ</small> 宮下 文博	中国経済連合会常務理事

はじめに

本委員会は、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、知事の諮問機関として平成10年8月に設置され、委員会では、平成10年度から昨年度まで、累計で380事業の再評価対象事業を審議してきた。

16年目となる今年度は土木局所管の9事業について審議を行い、中でも、広島県公共事業再評価実施要領（以下「実施要領」という。）第5の2に基づき、事業を巡る社会状況や事業費等の変化が大きいなどの理由により抽出した5事業については、一部現地視察を行うなど、重点審議を行ったところである。

委員会では、平成25年11月に開催した委員会において、各事業に関する詳細な資料をもとに、県の事業担当部局の説明を聴取しながら、実施要領第6の1に定める評価の視点に基づいて慎重に審議を行った。

この意見書は、委員会の総意として、その結論をとりまとめたものである。

なお、この間、県の事務担当部局並びに各事業担当部局の関係各位には、資料の作成及び事業の説明等で多大な御尽力をいただいた。この紙面を借りて謝意を表する次第である。

平成25年12月27日

広島県事業評価監視委員会

委員長 中山 隆弘

1 再評価の実施事業

事業区分	事業名	施設名等	事業箇所の市町名	重点審議対象事業	所管局・課名	
					局	課
河川	ダム建設	庄原ダム	庄原市	○	土 木 局	河川課
道路	道路改良	一般国道432号 竹原バイパス	竹原市	○		道路整備課
河川	広域河川改修	国兼川	三次市 庄原市	○		河川課
	広域河川改修	手城川	福山市	○		河川課
港湾	港湾環境	広島港出島地区 廃棄物埋立護岸	広島市	○		港湾漁港整備課
河川	広域河川改修	三篠川	広島市			河川課
	広域河川改修	馬洗川	三次市			河川課
	広域河川改修	加茂川	福山市			河川課
	高潮対策	永慶寺川	廿日市市			河川課
土木局所管事業				小計	9事業	
農林水産局所管事業				小計	0事業	
合計				9事業		

2 審議等の経過

(1) 審議対象のヒアリング及び現地調査

今年度の審議対象となる土木局所管9事業のうち、現地調査対象としては平成27年度に完了予定の「広島港出島地区廃棄物埋立護岸」を選定し、11月15日に現地調査を行った。併せて、当日は9事業全てについて事業概要、必要性、進捗状況、事業を巡る社会経済状況の変化、費用対効果、代替案・コスト削減の可能性、その他について、各事業担当課から詳細な資料による説明を受けた。その上で、各委員は資料に対する質問と共に修正事項を指摘し、さらには委員会までに必要な資料の提供を依頼した。

なお、今年度は、審議対象事業9事業のうち、事業を巡る状況変化や事業費等の変化が大きいことなどの理由により5事業を重点的に審議することとし、それらの選定理由については事務局を經由し、各委員の承諾を得た。

(2) 委員会

委員会は委員6名の中5名の出席を得て11月25日に開催され、各事業担当課から改めて土木局所管9事業に対する必要性等や、現地調査後の質問に対する回答、地元市町の要望、追加で提出された資料等について説明を受け、それに基づいて各事業実施の妥当性について慎重に審議した。

その結果、事業継続性の判断については各委員から異議なしとの同意を得るとともに、意見書については、委員長が委員との合議の上で最終的な意見書を作成し、知事に提出することで合意がなされた。

I ダム建設事業：庄原ダム

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 庄原市川西町
- ② 規模等 確率規模 1/30, 総貯水容量 701 千 m^3 , ダム高 42.0m
- ③ 全体事業費 6,560 百万円 (前回の再評価時は 5,960 百万円)
- ④ 工期 平成 12 年度～平成 27 年度 (前回の再評価時と同じ)

(2) 再評価の事由

知事が特に必要があると認める事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の背景・内容・必要性

庄原ダムが計画されている大戸川及びその本川となる西城川の流域は、これまで豪雨等による浸水被害が 10 年～20 年に一度の割合で発生しており、特に平成 22 年 7 月に発生した庄原豪雨災害では、大戸川流域で全半壊の家屋が生じるなど多大な被害が生じている。

一方、渇水時には、耕地に対する水源として広く利用されている大戸川からの既得取水が不安定になり、特に昭和 48 年、昭和 53 年、平成 6 年の夏季には、農家は深刻な水不足に苦しんだ。同時に、渇水時には、河川法に定められている河川環境の保全もままならぬ状況が続いている。

また、庄原市にはいまだに水道の未整備地域が存在しているにも拘らず、これまで水源として利用してきた明賀池は老朽化し、その代替水源の早期確保は、同市にとって喫緊の課題となっている。

そのような背景に鑑み行われている本事業は、今後も発生が予想される豪雨による水害の軽減を第一義的な目的とし、併せて、渇水期における耕地に対する水源の確保と河川環境の保全、さらには水道の未整備地域解消のための水源確保にも資する極めて必要性の高い事業である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性の変化

本事業に対する再評価を行った平成 23 年当時と比較し、被災を受ける可能性のある人口や地域における土地利用状況についての大きな変化は無い。

また、平成 22 年 7 月の庄原豪雨災害以降、治水対策に関する地元の要望は従来にも増して高まっている。水道や農業用水の確保という視点からも、地元の本事業の継続に対する期待は高い。

③ 進捗状況と今後の見通し

平成 22 年 7 月の集中豪雨によって庄原ダムの貯水池や流域内で崩壊地が発生したため、平成 24 年度以降、流出土砂による計画堆砂量への影響の確認調査が続いている。また、付替市道工事に伴う地盤調査の結果、ダム建設位置における基礎岩盤が想定よりも深い位置にあることが判明したため、設計及び施工方法の変更が必要とされた。

しかしながら、本事業に関わる用地買収はほぼ完了し、今年度、ダムの本体工事については発注がなされ、予定した平成 27 年度中には事業が完了する見通しは立っている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

平成 23 年度の評価時よりも、上述の測量及び地質調査等のために測量試験費が 3 億円強、本工事費についても、基礎岩盤の状態に伴う堤体そのものの工事費に加え、平成 22 年度の豪雨被害によって明らかになった貯水池内の崩壊地の法面補強工事費も必要となり、結果的に約 2 億 7 千万円 増加している。

そのことを踏まえ「平成 17 年度治水経済調査マニュアル (案)」に準拠して行われた費用便益分析結果によれば、B/C は 1.0 (総便益 (B) が 72.4 億円、総費用 (C) が 69.0 億円。ただし、小数点第 2 位以下を四捨五入。) である。

ただし、この値はあくまで治水事業のみに対するものであり、参考資料として提出されたように、水

道用水分の便益を見込んだ治水・利水事業としての費用便益比は1.3となる。前回の本委員会で、当該事業のように治水と利水が一体となった事業の費用便益分析のあり方に対する県としての検討が要望されたが、今回、そのことについて検討いただいた。今後とも、数値化のできない事業効果に対する考え方等、公共事業の評価方法に対する貴県の真摯な努力を期待したい。

⑤ 地元からの要望

地元の庄原市からは、日常生活に欠くことのできない上水道の水源確保及び人々の生活と命を守る堰堤の両方の機能を兼ね備えた庄原ダム建設事業の早期完成が強く要望されている。

(4) 結論

事業の必要性、費用便益比、さらには利水上の効果を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位は、予定としている平成27年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されたい。

II 道路改良事業：一般国道 432 号 竹原バイパス

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 竹原市下野町～竹原市新庄町
- ② 規模等 道路延長：4,300m 車道幅員：13.0m（全幅員：25.0m）
- ③ 全体事業費 7,100 百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 平成 6 年度～平成 32 年度（前回の再評価時は平成 6 年度～平成 28 年度）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

この事業区間は、竹原市を起点として、庄原市を経て島根県松江市に至る延長約 214 km の幹線道路である一般国道の一部で、竹原市内から一般国道 2 号や山陽自動車道河内 IC、また広島空港へアクセスする経路として利用されている地域にとって極めて重要な路線である。その重要性については、本路線が大規模災害時の広島県第一次緊急輸送道路に指定されていることから十分理解できる。

また、実測によれば、現行の本路線の交通容量は、平成 22 年度の道路交通センサスによる本バイパスの計画地点での交通量である約 14,260 台/日をかなり下回っている。加えて賀茂川を横断する 2 つの橋及び前後の線形が悪いこともあり、当地域における交通の混雑は著しい。したがって、今後 30 年間における発生確率が 50% を超えると公表されている南海・東南海地震の影響を考えれば、このような状況を一刻も早く解消する必要がある。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

国勢調査によれば、竹原市の人口は、前回再評価を行った平成 17 年度の 30,657 人に対し、平成 22 年度は 28,644 人と、かなり大きな減少傾向にある。この傾向は、この区間の交通量に関しても同様で、道路交通センサスによれば、平成 17 年度の約 16,520 台/日に対し、平成 22 年度は前述のとおり約 14,260 台/日である。さらに将来的にも、あくまで推計ではあるが、平成 42 年度の計画交通量は約 11,000 台/日と大幅な減少が予想されている。

しかしながら、B/C という数値に表すことが難しい事業効果、すなわち、大規模な地震が発生したときの本地域における救命活動や物資輸送などを迅速かつ確実にを行うための本事業の効果については、前回の再評価時と大きく変わらないと判断する。

③ 進捗状況と今後の見通し

事業の完了予定年度が前回の評価時における平成 28 年度から平成 32 年度に延びている理由は、地権者における相続問題や権利関係が複雑な事情から用地取得が難航している上に、未取得の箇所が点在していることから工事の着工ができないことによるものである。

この点については、今年度に入り、用地取得が難航していた箇所を取得できたこと、さらに権利関係が複雑な地権者の連絡先が確認できるなどの進展もあったことから、今後は計画的な進捗が図られるものと考えられる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

前回の評価時と本事業全体の事業費の変動はないが、事業内訳にはかなりの変動がある。具体的には、今後見込まれる用地取得箇所や建物補償費の費用を詳細に検討した結果、用地補償費が前回評価時 40 億円から 44 億円強に増加した一方、工事費は他工事の建設発生土を利用するなどして、前回評価時の 27 億円から 23 億円弱にすることが可能になった。

本事業の費用便益分析は「費用便益分析マニュアル（H20 国土交通省道路局 都市・地域整備局）」

に準拠して行われ、評価期間を供用後の50年間、社会的割引率を4.0%とした分析の結果、B/Cは前回の1.5から1.1（総便益（B）が88.8億円、総費用（C）が80.8億円。ただし、小数点第2位以下を四捨五入。）と減少している。この主な理由は、交通量の減少の影響と、完了予定年度が平成28年度から平成32年度に延びたことによるものである。

⑤ 地元からの要望

地元の竹原市からは、交通流動を円滑化し、物流、都市間交流を促進することで広域連携を強化し、大規模災害にも備えた災害に強い活力ある豊かなまちづくりを進めるため、早期完成を要望されている。

（4）結論

将来的には費用便益比が1.0を下回る懸念があるものの、大規模災害発生時における減災効果は将来も変わらないと考えられるので、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、予定としている平成32年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されたい。

Ⅲ 広域河川改修事業：一級河川江の川水系国兼川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 三次市和知町～庄原市上原町
- ② 規模等 護岸工 延長：13,000m
- ③ 全体事業費 9,300百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 平成2年度～平成44年度（前回の再評価時と同じ）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

県北部の三次市と庄原市を流れる一級河川江の川水系国兼川の沿川は、これまで度々浸水被害に見舞われている。本事業は、この河川の氾濫から住民の命や財産、事業所の資産、さらには農地を守るために必要な事業である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

浸水被害が生じることを想定している地区における世帯数や事業所の従業員数、延床面積等の資産等に減少があるものの、事業の必要性に大きな影響を及ぼすほどの減少ではない。

③ 進捗状況と今後の見通し

橋梁の架け替え等の附帯工事が多く、工事着手までに橋梁等の管理者との協議や調整に時間を要している。そのため進捗状況に予定よりやや遅れが生じているものの、事業期間の変更を考えなければならぬほどの事態は生じていない。今後、鋭意下流から家屋の浸水被害を解消するために河道拡幅等の整備を行い、毎年の財源が予定どおり確保できれば、計画どおり事業は完了すると見込まれる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

全体事業費は93億円であり、前回評価時からの増減はない。また、本事業の費用便益分析は「治水経済調査マニュアル（案）」（平成17年4月1日）に準拠して行われ、評価期間を事業期間及び供用後の50年間、社会的割引率を4.0%とした分析の結果、B/Cは1.1（総便益（B）が111.3億円、総費用（C）が99.5億円。ただし、小数点第2位以下を四捨五入。）と算出されている。

⑤ 地元からの要望

現在工事を進めている地元の三次市からは、河川の氾濫から市民の安全安心な生活を守るため、当該事業を継続するよう要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、事業が今後も長期間にわたることから、事業効果の早期の発現につながるよう効率的、効果的な整備手法、整備順序の検討を行いつつ、事業全体の早期完成に向けて、一層努力されたい。

IV 広域河川改修事業：二級河川手城川水系手城川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 福山市
- ② 規模等 護岸工 延長：1,650m
- ③ 全体事業費 23,425 百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 昭和 63 年度～平成 44 年度（前回の再評価時と同じ）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

手城川流域である福山市東部の市街化は著しく、住宅や流通施設の立地が進んでいるが、この地域は干拓された海拔ゼロメートルの低地である。したがって、これまで本河川の流下能力の不足により、沿川では度々浸水被害が生じている。

本事業は、本河川の氾濫から市街地の人命や財産等を守るための河川改修事業であり、その必要性については理解できる。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

防護地区においては土地区画整理事業や宅地開発が進み、郊外型大型店や流通業務施設が建てられるなど、著しい市街化が進んでいる。そのため想定される浸水家屋数は、前回評価時の 4,524 戸に対し、現時点では農地の宅地化によって 5,668 戸と大幅に増加している。このような背景から、河川改修の必要性はさらに高まっているものと考えられる。

③ 進捗状況と今後の見通し

地盤改良工事の影響により、農業用ため池である春日池の洪水調節施設の整備に遅れを生じているものの、事業期間を変更するまでの遅れとは言えない。今後、下流から徐々に河道改修が行われる予定で、平成 44 年度に事業を完了すべく、事業はほぼ計画どおりに進んでいる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

全体事業費は 234.25 億円であり、本事業区間における全体事業費は前回評価時から変わっていない。本事業の費用便益分析は、「治水経済調査マニュアル(案)」(平成 17 年 4 月 1 日)に準拠して行われ、評価期間を事業期間及び供用後の 50 年間、社会的割引率を 4.0%とした分析の結果、B/C は 3.9 (総便益 (B) が 1,310.5 億円、総費用 (C) が 336.6 億円。ただし、小数点第 2 位以下を四捨五入。)と、当地域の市街化のために前回の 2.6 から大きく増加している。

⑤ 地元からの要望

平成 20 年度に 3 回、今年も浸水被害を受けた地元の福山市からは、本地域の治水安全度の向上を図るため、また、福山市が掲げる「安全・安心なまちづくりの推進」のためにも、事業の継続と早期完成を要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、事業が今後も長期間にわたることから、事業効果の早期の発現につながるよう効率的、効果的な整備手法、整備順序の検討を行いつつ、事業全体の早期完成に向けて、一層努力されたい。

V 港湾環境整備事業：広島港出島地区廃棄物埋立護岸

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 広島市
- ② 規模等 護岸 延長：2,840m, 埋立面積 30.5ha (廃棄物処分場 18.1ha, 浚渫土処分場 12.4ha)
- ③ 全体事業費 55,754 百万円 (前回の再評価時と同額)
- ④ 工期 平成 6 年度～平成 39 年度 (前回の再評価時は平成 6 年度～平成 33 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

広島市及びその周辺地域においては、産業廃棄物や一般廃棄物の処分先であった五日市処分場の後継施設として新たな処分場が必要になるとともに、広島湾の港湾浚渫土などの処分場も必要となっている。

本事業はそれらの必要性から計画されたもので、広島港出島地区に廃棄物埋立護岸を整備し、広島市及びその周辺地域の産業廃棄物、一般廃棄物及び港湾浚渫土の処分場を確保しようとするものである。

五日市処分場は平成 20 年度に満杯となり、県外処分による事業者の輸送負担が大きくなるなど、本事業による廃棄物処分場の整備は一層急務になったと判断できる。

なお、当該地区は広島港国際コンテナターミナルを有しているとともに、宇品内港旅客ターミナルに隣接していることから、埋立が完了した暁には、広域拠点として相応しい港湾のシンボリック機能を果たす緑地も整備される予定である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

広島市域における廃棄物及び広島湾における浚渫土の処分に関わる社会情勢については大きな変化はなく、したがって必要性は前回の評価時と変わりはない。

③ 進捗状況と今後の見通し

廃棄物処分場設置許可などの法手続きに時間を要したことで工事の着手が遅れたことと、廃棄物の受入方法（海上輸送から陸上輸送）の変更により地元調整等に時間を要したことで廃棄物の受入開始が遅れたため、前回の再評価時に比べて事業の完了予定時期がかなり延びている。しかし、平成 26 年度から廃棄物の受け入れが始まる予定で、今後は、計画どおり平成 39 年度に事業が完了するよう工事等が進捗するもの考えられる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

全体事業費は 557.54 億円であり、本事業区間における全体事業費は前回評価時から変わらない。

本事業の費用便益分析は、「港湾投資の評価に関する解説書 2011」に準拠して行われ、評価期間を事業期間（平成 6 年度～平成 39 年度）及び供用期間（平成 26 年度～平成 39 年度）とし、社会的割引率を 4.0%とした分析の結果、B/C は 1.1（総便益（B）が 756.1 億円、総費用（C）が 680.5 億円。ただし、小数点第 2 位以下を四捨五入。）と算出されている。

なお、緑地の残存価値に関わる問題として、公示地価（宅地）を評価額とするのではなく、管理型廃棄物処分場という性質を踏まえて算定する必要があるのではないかと委員の指摘を受けて、参考のために、それ以外の評価手法（近隣の公園用地売買価格を想定したケースと不動産鑑定士による評価価格を想定したケース）による費用便益比の算定も行われたが、両ケースとも B/C が 1.0 を多少ではあるが上回っている。

さらに、他の委員からは、廃棄物処理施設という性格上、安全性の確保が重要であることは理解できるものの、埋立事業としては管理型護岸の整備に過剰な費用が掛かっているのではないかと委員の指摘もある。

った。

この点については、担当課より「本施設の護岸構造は学識経験者を交えての検討の結果、管理型廃棄物処分場の安全性確保の観点から必要であり、適正な整備コストと考えている。」との回答があり、当委員会においても了解が得られた。

⑤ 地元からの要望

地元の広島市からは、当広島市を中心とした県西部地域の事業活動等に伴って発生する産業廃棄物や一般廃棄物及び港湾事業で発生する浚渫土を適正に処理するために有効な事業であるとして、本事業の継続が要望されている。

(4) 結論

事業の必要性和費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には、本事業の重要性に鑑み、廃棄物や港湾浚渫土の受入が可能となるように事業を促進し、計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されたい。

終わりに

今年度の事業再評価の審議の結果、本委員会は、対象となった9事業のいずれもその継続を認める旨、提言することとした。

対象となった全ての事業について、現地調査を含む詳細な検討を行ったが、各事業にはいくつかの課題はあるものの、その必要性は現時点においても計画当初や前回再評価時と変わりはなく、費用便益比も確保されていることを確認した。

本意見書では、それぞれの事業の継続可否についての結論とその理由等に加えて、審議の過程において指摘した主な課題等についても併せて述べているので、今後の事業執行において、これらの諸課題についてはぜひともご留意いただきたいと考える。

公共事業を取り巻く環境は、事業評価監視委員会の設置当初と比べても大きく変わっており、継続中の事業において、必要性が認められるものの、財政的な制約から早期の完成が困難となっている事業が多数見られる。今後の事業の執行には、限られた予算の中での事業効果の早期発現のために、社会・経済状況や、県民のニーズの変化を的確に把握すると共に、効率性を重視した観点からの事業計画の再検証が重要な視点となっている。したがって、本事業再評価制度は今後も重要な役割を担うものと考えている。

本委員会としては、今後も、再評価制度の対象事業の一つ一つについて、より厳格な審査を実施していくことになるが、事業主体者である貴県におかれては、全ての事業の執行において、常にこの再評価の視点を意識しながら、コスト縮減と、事業効果の早期発現に対する弛まぬ努力を継続されるよう強く要望する。